

電気料金メニューの追加のお知らせ

～中部電力エリア・低圧電力の料金メニュー追加について～

2016年6月3日

株式会社イーネットワークシステムズ

当社では、2016年4月より一般家庭等を対象とした低圧電力に関して、事業者との取次契約による提携で小売販売を開始しておりますが、お客さまからのご要望にさらにお応えするために、本日より電気料金メニューの一部追加を行います。

今後も、お客さまによりご満足いただけるように、よりお求めやすい電気を提供できるよう努めてまいります。

当該料金メニューの一部追加に伴い電気供給約款の一部を変更いたしますので、併せてご承知おきください。

1. 電気料金メニューの一部追加

中部電力エリア・低圧電力 料金表

| | | 改定前 | 改定後 | 差異 |
|------------------|---------|-----|-----------|---------------|
| 基本料金 (1ヶ月あたり) | 1kW 当り | — | 750 円 | 0 円 00 銭/kW |
| 電力量料金 | 1kWh 当り | — | 22 円 50 銭 | ▲0 円 88 銭/kWh |

2. 電気供給約款の一部変更

改定日：平成 28 年 6 月 3 日

変更箇所

| 旧約款表記 | 新約款表記 |
|---|---|
| 【別紙】料金表（中部電力株式会社供給区域：従量電灯1） (略) 4. 料金メニュー (略) （1）中部1の基本料金及び電力量料金 （イ）基本料金 中部1の基本料金は、1月に次のとおりといたします。 (略) | 【別紙】料金表（中部電力株式会社供給区域：従量電灯1） (略) 4. 料金メニュー (略) （1）中部1の基本料金及び電力量料金 （イ）基本料金 中部1の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。 (略) |

料金表(中部電力株式会社供給区域：従量電灯 2)

(略)

4. 料金メニュー

(略)

(1) 中部 2 の基本料金及び電力量料金

(イ) 基本料金

中部 2 の基本料金は、1 月に次のとおりといたします。

(略)

料金表(中部電力株式会社供給区域：従量電灯 2)

(略)

4. 料金メニュー

(略)

(1) 中部 2 の基本料金及び電力量料金

(イ) 基本料金

中部 2 の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

(略)

料金表（中部電力株式会社供給区域：低圧電力）

1. 適用範囲

本紙では、中部電力株式会社の供給区域におけるイーネットワークシステムズの電力需要の低圧電力の料金を定めるものとします。

2. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から所定の割引金額を差し引いた金額といたします。ただし、電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

3. 割引金額

割引金額は、割引金額を定める場合、当社およびイーネットワークシステムズが別途協議して、本文 6.（需給契約の申込み）に規定する当社所定の様式による申込書にて定める金額といたします。

| | | | | | |
|--|--|-----------------|-------|-------------|-----------|
| | <p>4. 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="798 297 1444 367"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットにつき</td> <td>550 円</td> </tr> </table> <p>5. 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="798 560 1444 629"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>23 円 27 銭</td> </tr> </table> | 契約電力 1 キロワットにつき | 550 円 | 1 キロワット時につき | 23 円 27 銭 |
| 契約電力 1 キロワットにつき | 550 円 | | | | |
| 1 キロワット時につき | 23 円 27 銭 | | | | |
| <p>17. 料金の算定 (1) 料金は、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 前項の算定期間中に、次の事由が生じたとしても、当社は当該月の基本料金を全額申し受けるとともに電力量料金等は使用量に応じてお支払いいただきます。電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約電力等を変更した場合</p> | <p>17. 料金の算定 (1) 料金は、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 (2) 前項の算定期間中に、次の事由が生じたとしても、当社は当該月の基本料金を全額申し受けるとともに電力量料金等は使用量に応じてお支払いいただきます。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約電力等を変更した場合</p> | | | | |

書面全文については以下の URL よりご覧下さい。

中部電力供給区域：http://www.enetsystems.co.jp/img/common/rel_lp/20160603chubu.pdf

以上